

# 食品関係の営業を始めるには？

START!

## 事前相談

- ・営業予定地管轄の保健所へ相談してください※
- ・売りたい食品や提供方法等によって営業「許可」か営業「届出」に分かれます

※イベント等による臨時営業許可はイベント開催地管轄の保健所へ



保健所食品担当

## 許可

- ・業種毎に定められた施設基準を満たす必要があります
- ・お店の図面を確認しながらの事前相談になります
- ・保健所による施設検査があります

※お店が完成した後の相談だと、施設基準を満たせず、許可が所得できないケースもあります！

**早めのご相談を！**



## 届出

- ・許可とは違い、施設の基準や保健所による検査はありません
- ・管理運営をしていくための基準はありますので、申請の際に説明いたします

## 営業届出申請

<必要書類>

- ・申請書
- ・食品衛生責任者の資格を証明するもの
- ・（法人名義の場合）履歴事項証明書

届出編 GOAL!

「HACCPに沿った衛生管理」を行いながら安全安心な食品の製造をよろしくお願ひします！

## 営業許可申請

<必要書類>

- ・申請書
- ・営業施設の図面、付近の見取り図
- ・水質検査結果（水道水以外を使用する場合）
- ・食品衛生責任者の資格を証明するもの
- ・（法人名義の場合）履歴事項証明書
- ・身分証明書（免許証、健康保険証等）
- ・申請手数料



## 検査

- ・保健所職員が現地で施設の検査を行います

※施設基準を満たしていない場合は、改善するまで許可が取得できません！  
特に開業日を決めているときは、事前相談やチェックポイントを活用して万全の体制で挑みましょう！



許可編 GOAL!

## 営業許可証交付

- ・「HACCPに沿った衛生管理」を行いながら安全安心な食品の製造をよろしくお願ひします！
- ・営業許可証は原則として再発行できませんので大切に管理してください

